

(使用前検査の実施)

第六条 法第四十六条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 放射線しやへい材又は特に気密、水密若しくは耐食をする材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の経済産業大臣が適当と認めるとき。

二 使用済燃料の受入れ施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三 建物、計測制御系統施設、放射線管理施設、その他の再処理施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 再処理施設の性能に関する事項 再処理施設の最大再処理能力で試験運転を行うとき。その他の経済産業大臣が適当と認めるとき。

(性能上の基準)

第六条の二 法第四十六条第二項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の

第二編

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（六条一六条の四）

12

8

2004年

原動機規制令
のコピー

各号に掲げるとおりとする。

一 申請書等及びその添付書類に記載した

付書類に記載した値以上であること。
(機構が行う使用前検査)

第六条の三 法第四十六条第三項において規定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に作動すること。

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

三 主要な放射線管理施設の性能が、申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。

四 再処理施設中人が當時立ち入る場所、再処理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

五 核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力及び使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。

七 製品の回収率が、申請書等及びその添

付書類に記載した値以上であること。

(機構が行う使用前検査)

第六条の四 経済産業大臣は、第五条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対して当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行う時期

九〇九